

○内閣府令第 号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百五条の二第五項の規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年 月 日

内閣総理大臣 高市 早苗

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">(運転経歴情報の抹消)</p> <p>第三十条の十六 運転経歴情報の記録を受けた者が免許を受けたときは、速やかに、運転経歴情報記録個人番号カードをその者の住所を管轄する公安委員会に提示して運転経歴情報の抹消を受けなければならない。ただし、当該運転経歴情報記録個人番号カードを番号利用法<u>その他の法令の規定により市町村(特別区を含む)の長(番号利用法第十八条の五第一項に規定する特定在留カード等であるものにあつては、出入国在留管理庁長官)</u>に返納した場合は、この限りでない。</p> <p>2 「略」</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">(運転経歴情報の抹消)</p> <p>第三十条の十六 運転経歴情報の記録を受けた者が免許を受けたときは、速やかに、運転経歴情報記録個人番号カードをその者の住所を管轄する公安委員会に提示して運転経歴情報の抹消を受けなければならない。ただし、当該運転経歴情報記録個人番号カードを番号利用法<u>第十七条第八項に規定する住所地市町村長</u>に返納した場合は、この限りでない。</p> <p>2 「同上」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。